

③ 関連施策との連携

これまでの活動（観光振興への取り組みの現状）

- ・観光振興として「パンフレットやガイドマップ作成」の取り組みが多く、「イベントやツアーの開催」や「HP作成・運営」、「観光ガイドの育成・導入」などは一部で実施。

<オリジナルツアーの開催>

～歴史と自然が彩る“松浦市”と夕日に映える西海国立公園周辺をめぐる旅～
ながさきサンセットロードバスツアー

旅行日程：日帰りコース 平成28年2月26日(金) 午前9時出発 募集締切：2月23日(火) まで
 旅行代金/日帰りコース おとな/こども 一律料金

3,500円

▲国立公園と西海橋にて夕日の鑑賞
 ▲田平天主堂を現地ガイド付きで見学

▲日本有数の「おさかな基地・松浦」で大満足の海鮮グルメを堪能♪
 ▲道の駅海のふるさと館
 ▲平戸瀬戸市場

▲九州電力松浦発電所

行程

| | | | | |
|---|--|---|--------------------------|---------------------------|
| 長崎駅前(出発) == 9:00 | 西九州自動車線由 出島IC == 9:00 | 佐々IC == 9:00 | 九州電力松浦発電所 == 11:00~12:00 | いけす割烹茶(昼食) == 12:15~13:15 |
| ◎施設立寄り == 道の駅海のふるさと館 == 13:15~13:45 | ◎施設立寄り == 平戸瀬戸市場 == 14:15~14:45 | ◎現地ガイドがご案内いたします == 田平天主堂(世界遺産候補のキリスト教会を見学) == 15:00~16:00 | | |
| ◎バスを下車して観光 == 弓張岳展望台(展望台より夕日の眺め) == 16:45~17:00 | ◎バスを下車して観光 == 西海橋(橋の上から夕日の眺め) == 17:45~18:00 | 長崎駅前(到着) == 19:00 | | |

■ご案内
 ①募集人員は45名様限定となります。定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。
 ②当日は添乗員が同乗してお世話いたします。また、田平天主堂では現地ガイドが案内いたします。
 ③九州電力松浦発電所の見学は、運転免許証などの身分証明書が必要となります。(当日持参をお願いします。)

旅行企画・主催 一般社団法人まつうら観光物産協会
 〒859-4501 長崎県松浦市志佐町浦邊1035番地の3
 ☎ 0956-76-8822
 営業時間 8:30~18:30 (土日祝日も営業しております)

お問合せ・お申込み先はこちら
 (株)西九州観光サービス支店
 長崎県知事官舎跡 第3棟-608号 (平野観光バス旅行商品販売委託者)
 〒859-4002 長崎県松浦市志佐町世良384-1 まつばやさん橋
 ☎ 0956-72-3377
 営業時間 9:00~18:00 (休業：土曜・日曜・祝日)



<商品開発に向けたモニターツアーの開催>



<隠れた魅力を発見するためのエコハイクツアーの開催>



ながさきサンセットロード/H28

③ 関連施策との連携

これまでの活動（インバウンド対応の現状）

- ・ガイドマップの多言語化に取り組んでいるルートがあるものの、現時点での事例は少ない。
- ・外国人旅行者を日本独自の文化でもてなしたり、外国旅行会社との連携、来訪促進事業等の事例があるが限定的。

<サイクリングマップの多言語化/英語・中国語・韓国語>

しまなみ風景街道/H28

<外国人旅行者の誘致>

Fly&Drive Hokkaido Autumn Adventure

【ツアー行程】

- 10/4 千歳出発ー富良野
- 10/5 層雲峡
- 10/6 網走
- 10/7 知床
- 10/8 知床
- 10/9 阿寒
- 10/10 十勝川
- 10/11 十勝川
- 10/12 苫小牧
- 10/13 洞爺湖
- 10/14 洞爺湖
- 10/15 函館
- 10/16 函館
- 10/17 羽函ーシンガポール

シンガポールの旅行会社と連携し、北海道観光ドライブツアーにて、函館での「おもてなし」を企画。

- ・観光遊覧船でのクルージング
- ・フルーツを使ったスイーツ作り
- ・振袖の着付け
- ・成人式・還暦等の体験

【10月4日 歓迎セレモニー及び出発状況】

シーニックバイウェイ北海道 函館・大沼・噴火湾ルート/H27

【来訪促進事業の実績】

- フランス開催「TOP RESA」への参加
- 香港「第27回ブックフェア」への出展
- 台湾・日月潭「COME BIKE DAY!」への出展・参加
- 台湾・現地旅行社の招聘

香港「第27回ブックフェア」への出展状況

③ 関連施策との連携

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・観光振興としては、「パンフレットやガイドマップ作成」の取り組みが多く、「イベントやツアーの開催」や「HP作成・運営」、「観光ガイドの育成・導入」などは一部で実施。
- ・ガイドマップの多言語化に取り組んでいるルートがあるものの、現時点での事例は少ない。
- ・外国人旅行者を日本独自の文化でもてなしたり、外国旅行会社との連携、来訪促進事業等の事例があるが限定的。



○ 関連施策との連携の方向性

- ・多様な展開をみせている観光施策や文化財施策、農林振興施策等と日本風景街道との連携のあり方について検討。

< 主な取り組み項目 >

- ① 広域観光周遊ルート、日本版DMO、グリーン・ツーリズム、農泊、サイクルツーリズム、世界遺産、日本遺産、ジオパーク等との連携。
- ② 日本風景街道を通じて、周辺の地域資源や、地域の生活文化や食文化等について魅力的に発信・案内できる人材、いわゆる「道の語り部」を育成。
- ③ 観光施策等と連携したインバウンド受入環境の整備。
(情報発信の多言語化、多言語ガイドの育成、海外向けプロモーションの実施等)

④関係者の交流

これまでの活動（関係者の交流の現状）

- ・NPO法人日本風景街道コミュニティによる日本風景街道大学等の開催による情報交換の実施。
- ・事例集による活動支援や、助成制度やベストプラクティス等の紹介を各地方協議会にて実施。

<日本風景街道大学、交流会等の開催による情報交換>



日本風景街道大学 奥能登絶景海道 珠洲キャンパス/H29

<助成制度やベストプラクティス等を紹介>

日本風景街道プロジェクト
北陸の風景街道ナレッジサイト

HOME | サイトマップ | お問い合わせ

このサイトは、北陸風景街道の活動に役立つ情報を発信しています。更新情報は新着情報をご覧ください。

- 国土交通省からのお知らせ
- 助成金情報
- ベストプラクティス集
- 交流会の結果
- その他の情報
- リンク
- Q&A

新着情報

3ヶ月間までの情報を掲載しています。過去のデータは左側の各メニューに掲載しています。

2012.11.09 [【更新情報】第6回 北陸風景街道交流会議結果を更新しました。](#)

2011.11.08 [【更新情報】ベストプラクティス集ver.3を掲載しました。](#)

2011.11.08 [【更新情報】社会資本整備総合交付金について掲載しました。](#)

2011.11.08 [【更新情報】リンク情報を更新しました。](#)

注目コンテンツ

省庁の助成金

地方自治体の助成金

その他の助成金

ベストプラクティス等へリンク

省庁や地方自治体等の助成金へのリンク

北陸の風景街道ナレッジサイト

<事例集等による活動支援>

日本風景街道
活動事例集(関東)

平成 26 年 2 月
風景街道関東地方協議会

目次

I 基礎整備 1

1. 施設・清掃

2. ルートサイン整備

3. ビューポイント整備

4. 施設保全・整備

II 情報発信 14

1. ハンフレット、マップ等

III イベント 17

祭りなどのイベント

ウォーキング、ツーリングなどのイベント

シンポジウム

その他のイベント



日本風景街道活動事例集（関東）

④関係者の交流

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・NPO法人日本風景街道コミュニティによる日本風景街道大学等において情報交換が実施されているが、全国的には関係者間の活動発展に向けた議論や地元自治体との連携が不足。
- ・地方協議会やパートナーシップ間での好事例や助成制度等の共有が不足。



○関係者の交流の方向性

- ・日本風景街道活動の活性化や円滑化のために、パートナーシップ同士や、パートナーシップを構成する道路管理者や地元自治体、活動団体の交流や情報共有等を促進。

<主な取り組み項目>

- ①道路管理者や地元自治体を中心となり、活動団体との交流や活動団体同士の交流を働きかけ。
- ②全国の地方協議会を集めた意見交換の場の設置。
- ③好事例の発信・共有（助成制度や申請ノウハウの共有を含む）。

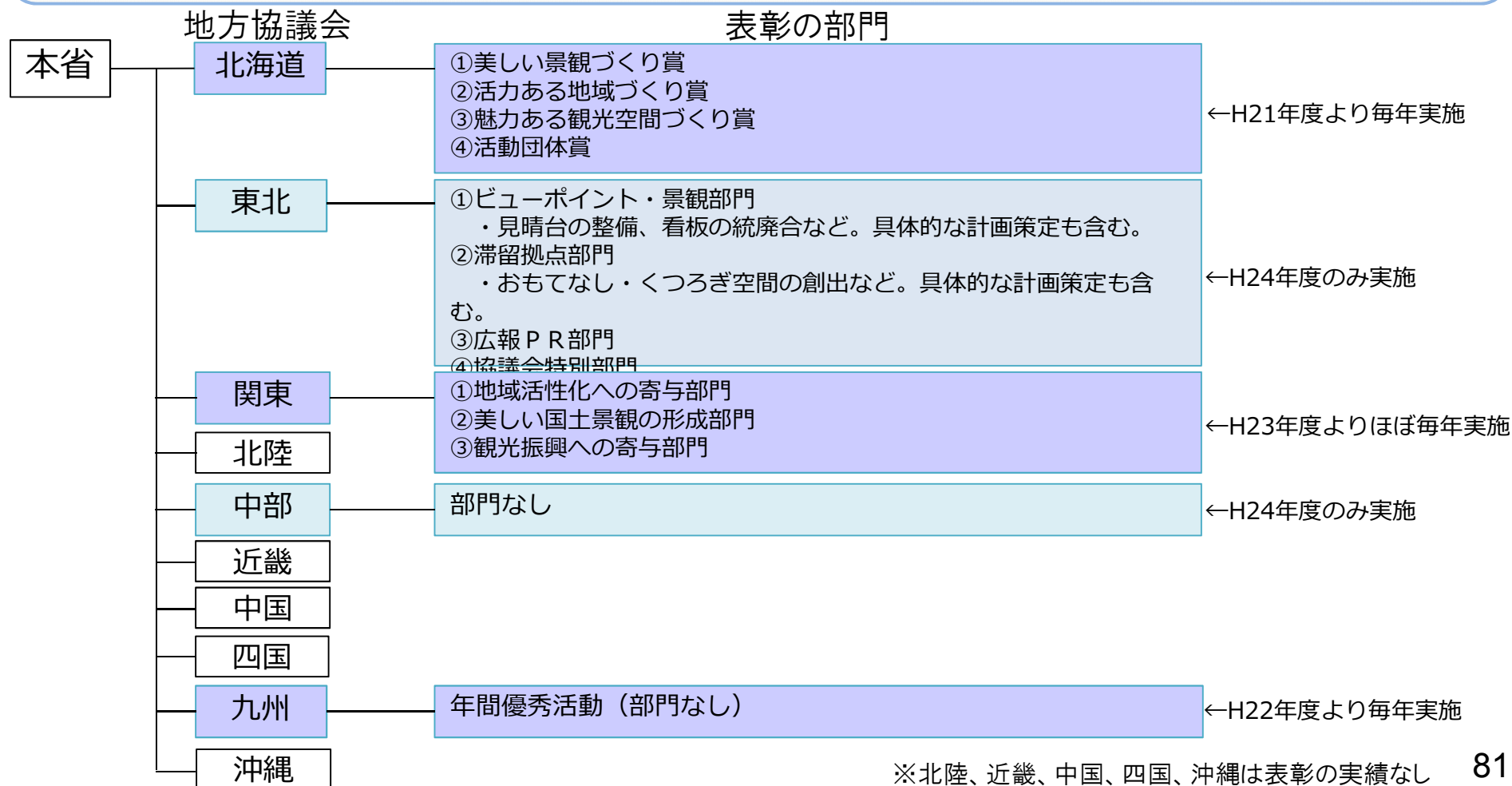
4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性

(3) 活動環境の整備

①表彰制度の導入

これまでの活動（表彰制度の現状）

- ・ 表彰については、継続的に実施している地方協議会、一度実施して中断している地方協議会、実施していない地方協議会がある。
- ・ 表彰は、パートナーシップのモチベーションの向上やマスコミに取り上げられることによる認知度の向上等に寄与。



※北陸、近畿、中国、四国、沖縄は表彰の実績なし

①表彰制度の導入

これまでの活動（表彰制度の現状）

▼継続している表彰制度の概要（北海道・関東・九州の例）

| 実施主体 | 制度の目的 | 応募条件 | 評価項・視点 | 評価方法 |
|--------------------|--|--|---|---|
| シーニックバイウェイ北海道推進協議会 | シーニックバイウェイ北海道の推進に向けて、 <u>他の模範となるルート活動の積極的な創出、啓発・普及</u> を目的 | <ul style="list-style-type: none"> ●活動団体賞 ⇒指定ルートおよび候補ルート ●部門賞、最優秀賞 ⇒指定ルートのみ <p>・いずれも様式記入</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●活動団体賞（1件） ●部門賞（3件） <ol style="list-style-type: none"> ①美しい景観づくり賞 ②活力ある地域づくり賞 ③魅力ある観光空間づくり賞 ●最優秀賞（1件） <p><視点> 地域の資源を発見・活用し、有形・無形の「新しい価値」を生み出しているか否かに評価の軸を置くと共に、以下の点に留意し評価</p> <p>○持続性 ○浸透性 ○拡張性 ○連携性 ○先進性 ○効果性 ○人材育成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・活動団体賞 ⇒各ルートが、持ち点10点を自ルート以外に自由配点 ⇒推進協議会にて確定 ・部門賞、最優秀賞 ⇒ルート審査委員会にて委員が持ち点10点を自由配点 ⇒推進協議会にて確定 |
| 風景街道関東地方協議会 | 登録ルートにおける年間活動の中で、創意工夫のもと <u>地域の魅力を発展</u> させ、その活動を <u>他のルートの更なる活動推進に繋げる</u> ことを目的 | <ul style="list-style-type: none"> ●活動団体が対象年度に実施した活動の中から「応募用紙（代表活動シート）」に記入し、応募。 ●1つの団体から複数部門への応募も可。 | <ol style="list-style-type: none"> ①地域活性化への寄与部門 <ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流の拡大 ・活動を継承・活性化など ②美しい国土景観の形成部門 <ul style="list-style-type: none"> ・花など植物による演出 ・看板等での工夫 ・統一感のある町並みのための工夫 ・規制・規則との共存 など ③観光振興への寄与部門 <ul style="list-style-type: none"> ・観光客増加 ・売上げ向上 ・参加者（団体）や出店数増加 ・独創性 ・新たな付加価値 | <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員（審査者）により評価項目ごとに採点。委員会（審査者で構成）での議論を経て、表彰案件を選定。 ・風景街道関東地方協議会にて確定。 |
| 九州風景街道推進会議 | 登録ルートにおける年間の取り組みのうち、 <u>地域の魅力を発掘、維持・発展</u> させるとともに、 <u>他地域の人々へ魅力を提供</u> する内容となり、その取り組みが当該ルートばかりでなく、 <u>他ルートの更なる取り組みを促す</u> ことを目的 | <ul style="list-style-type: none"> ●登録ルートから提出された「日本風景街道九州14ルート年間代表取り組み」を基に、選定するための評価項目等により選定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・部門等は設定していない。 ・視点は以下の5点。 <ol style="list-style-type: none"> ①地域の魅力を発掘、維持、発展させる取り組み ②他地域の人々へ魅力を提供する取り組み ③今後も継続していくことが確実視できる取り組み ④他地域の人々の来訪心をそそる取り組み ⑤他のルートの先進事例となる取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ・九州風景街道基本問題小委員会は、評価項目等により、登録ルートの当該年度取り組み内容を評価。最も有用なルートにおける取り組みを3件程度選定。 ・結果については九州風景街道推進会議に諮り承認を得て確定。 |

①表彰制度の導入

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・表彰は、パートナーシップのモチベーションの向上や地元マスコミの報道による認知度の向上等に寄与。
- ・表彰については、継続的に実施している地方協議会、実施していなかったり、中断している地方協議会がある。



○表彰制度の導入の方向性

- ・現在、表彰を実施している地方協議会は、継続して実施。
- ・表彰を中断又は実施していない地方協議会は、先行事例を参考に、各地域に応じた表彰制度を導入。
- ・各ルートの活動状況や各地方協議会における表彰制度の定着状況を踏まえ、国土交通省は全国規模の表彰制度についても早期に導入。

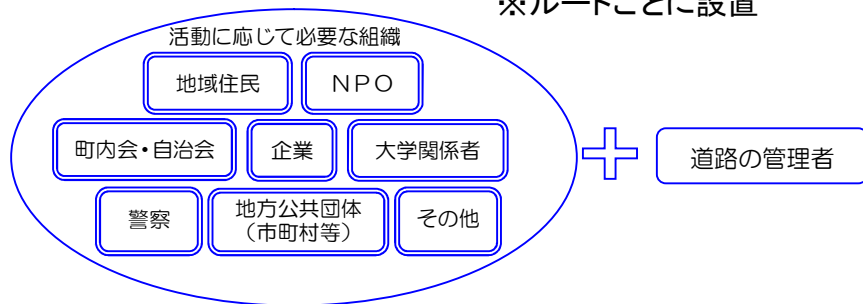
②登録内容の再確認

これまでの活動（現在の登録スキーム）

- ・登録ルート of 活動状況等について、定期的な確認が十分ではない。
- ・社会動向が変化の中で、パートナーシップがどのような活動コンセプトのもと、今後活動を実施していくかについて、定期的な確認がなされていない。

風景街道パートナーシップ

※ルートごとに設置



【風景街道パートナーシップ】

- ・各風景街道で活動する活動主体を指し、風景街道を登録申請する際には、必ず組織されていなくてはならない。
- ・地域の活性化や観光振興等の日本風景街道の目的に合致する活動を行う上で必要な道路管理者と地域住民、NPO法人、民間企業等により構成されている必要がある。

【登録条件】

「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」
(平成19年7月6日付道路局長通達)

(2) 登録条件について

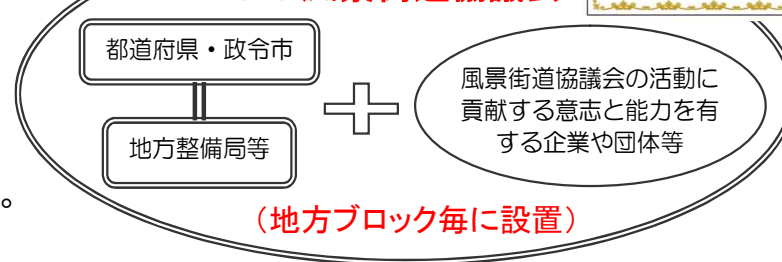
- ①「風景街道パートナーシップ」が組織されていること。
- ②景観、自然、歴史、文化、体験・交流又は施設・情報の地域資源を1つ以上有していること。
- ③日本風景街道の理念に賛同し、それに合致した活動を継続的に実施していること。
- ④申請された日本風景街道に「中心となる道路」が存在していること。

登録申請
(随時受付)

登録条件を
確認し登録



〇〇風景街道協議会



②登録内容の再確認

これまでの活動（現在の登録スキーム）

【登録申請事項】 ※右記登録申請書より

- ・風景街道の名称
- ・中心となる道路の名称及び道路管理者
- ・風景街道の範囲
- ・風景街道内の地域資源
- ・風景街道パートナーシップの名称
- ・代表者氏名、所属組織名、連絡先
- ・事務局担当者名、所在地、連絡先
- ・風景街道パートナーシップを構成する組織
(道路管理者/道路管理者以外)
- ・活動目的及び活動内容

【登録後について】

「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」
(平成19年7月6日付道路局長通達)

3. 日本風景街道にかかる登録について

(3) 登録内容の変更について

「風景街道パートナーシップ」は、登録された「風景街道」の登録申請の内容に変更があったときは、「風景街道地方協議会」に届け出るものとする。

(4) 登録の取り消しについて

「風景街道地方協議会」は、登録後、登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を該当する「風景街道パートナーシップ」に対し通知し、その後も満たされない場合には、登録を取り消すことができる。

(別表1)

登録申請書・登録事項等変更届

平成 年 月 日

風景街道地方協議会 会長殿

申請者名：(風景街道パートナーシップの代表者名)

下記のとおり「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」に基づき関係資料を添えて 登録を申請・変更の届出 をします。

| 登録番号 ^{※1} | 一第 | 号 | 登録年月日 | 年 | 月 | 日 |
|-----------------------------------|------------------|---|-------|---------|---|---|
| 風景街道の名称 | | | | | | |
| 中心となる道路の名称及び道路管理者 | 名称 | 【 | | | 】 | |
| | 道路管理者 | 【 | | | 】 | |
| 風景街道の範囲 ^{※2} | | | | | | |
| 風景街道内の地域資源 | | | | | | |
| 風景街道パートナーシップの名称 | | | | | | |
| 代表者氏名 | | | | | | |
| 代表者所属組織名 | 所属組織名 | 【 | | | 】 | |
| | 部署名 | 【 | | | 】 | |
| 代表者連絡先 | TEL : | | | | | |
| | FAX : | | | | | |
| | E-mail : | | | | | |
| 事務局担当者名 | | | | | | |
| 事務局の所在地 | | | | | | |
| 事務局連絡先 | TEL : | | | | | |
| | FAX : | | | | | |
| | E-mail : | | | | | |
| 風景街道パートナーシップを構成する組織 ^{※3} | 【道路管理者以外の組織及び個人】 | | | 【道路管理者】 | | |
| 活動目的及び活動内容 | | | | | | |

※1 この欄には、登録申請書の場合には記入しないこと。

※2 この欄に関連して、図面を添付すること。

※3 この欄には構成する組織名及び担当部署、代表者名を記入すること。

②登録内容の再確認

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・登録ルート of 活動状況等について定期的な確認が十分ではない。
- ・社会動向が変化する中で、パートナーシップがどのような活動コンセプトのもと、今後活動を実施していくかについて、定期的な確認がなされていない。



○登録内容の再確認の方向性

- ・地方協議会が登録済みの日本風景街道について、登録内容の再確認を実施。

<再確認時の主な留意事項>

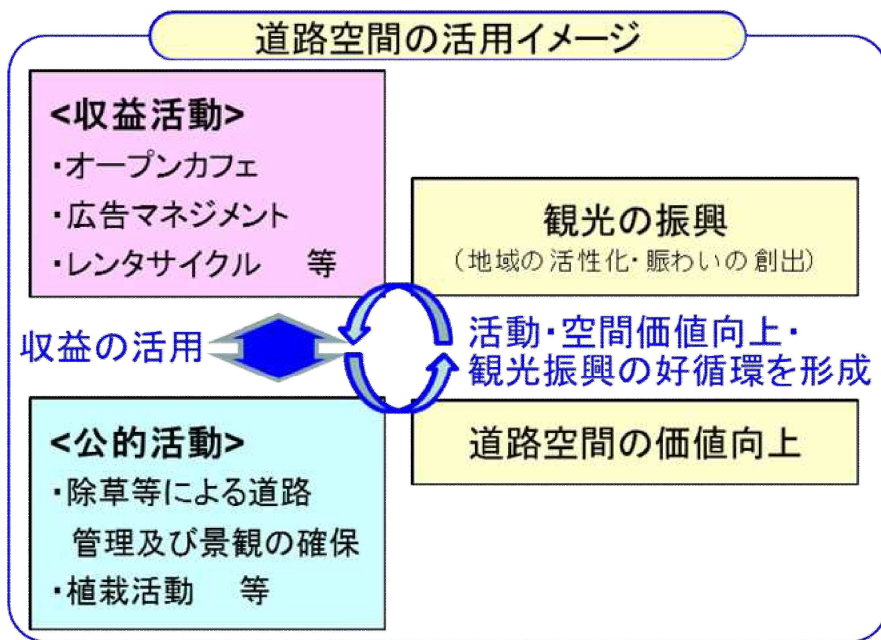
- ①中心となる道路(起終点等)や道路管理者、風景街道の範囲の明確化
 - ②活動コンセプトや活動内容、地域資源の再確認
 - ③パートナーシップを構成する組織とそれぞれの役割の明確化
 - ④訪日外国人旅行者からの視点による新たな地域資源の発掘
- ・再確認の際、地方協議会を構成する地方整備局や関係自治体等は、活動を支援する姿勢でパートナーシップに積極的に関与。

③道路協力団体制度の活用

これまでの活動（道路協力団体制度の活用の現状）

- ・ 道路法改正により、道路協力団体制度創設（H28.4）。
- ・ H29年度末現在、直轄国道で30団体が指定され、そのうち9団体が風景街道パートナーシップを構成する組織。

●活用スキーム



●活動内容

例）日南海岸地域シーニックバイウェイ推進協議会（宮崎県）
 <道路協力団体制度を活用したサイクル利便施設の設置・運営>



- ◆サイクリストをもてなすサイクルレスト「よってね！」を設置。サイクリストウェルカムな環境づくりを行うとともに、地域まちづくり団体やサイクリング協会と連携し、地域資源を楽しむサイクルイベントの開催を行っている。
- ◆道路協力団体活動として、サイクリストを対象としたベンチ、サイクルラック、自動販売機、露店等の利便施設を設置・管理し、収益により道路の維持・管理を充実させている。

③道路協力団体制度の活用

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・日本風景街道の活動として、花植え活動や清掃活動、ルート毎の特色を活かしたイベント開催などが実施されているものの、活動資金が不足している傾向にある。



○道路協力団体制度の活用の方向性

- ・パートナーシップが直面する活動資金不足等の提題解決や賑わいの創出に関する取り組みなどを推進していく上で、道路協力団体制度を効果的に活用。

<主な取り組み項目>

- ①道路協力団体による収益事業等の好事例の発信や共有。
- ②道路協力団体の指定拡大を促進。

④ 支援体制の構築

これまでの活動（支援体制の現状）

- ・北海道では「(一社)シーニックバイウェイ支援センター」が、活動の支援を実施。

◆一般社団法人シーニックバイウェイ支援センター◆

- シーニックバイウェイの理念の浸透や、活動の活性化を図るための広報活動を行うとともに、民間と行政との連携を図って、美しい景観づくり、魅力ある観光空間づくり、活力ある地域づくりに貢献。（平成17年7月設立）

活動団体への支援

収益

1. SBW全体の広報およびプロモーション活動
2. 包括連携企業との連携
3. ルートと連携した観光プロジェクトづくり
4. 日本風景街道等、全国的なネットワークづくり
5. 視察対応

- ・ マップ販売等収入
- ・ 広告料収入
- ・ 法人会員等
- ・ 調査事業等受託
民間企業
社団法人 等

④ 支援体制の構築

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・北海道では「(一社)シーニックバイウェイ支援センター」が、活動の支援を実施。
- ・各地方ブロックにおいて地方協議会等が、パートナーシップへの活動支援を行っているが、支援内容等に濃淡がある。



○ 支援体制の構築の方向性

- ・(一社)シーニックバイウェイ支援センターによる支援内容や方法を参考に、地方協議会や道路管理者、地方自治体等による支援の仕組みや方法などを検討することが望まれる。

< 支援内容の例 >

- ① ルートの広報及びプロモーション活動
- ② 企業との連携
- ③ ルートと連携した観光プロジェクトづくり
- ④ 行政や他のパートナーシップとのネットワークづくり
- ⑤ 好事例の視察対応 など